

新 城 市 議 会

厚 生 文 教 委 員 会

令和8年3月13日（金曜日）

厚生文教委員会

日時 令和 8 年 3 月 13 日（金曜日）午後 1 時 30 分 開会

場所 委員会室

本日の委員会に付した事件

1 付託議案審査

第12号議案	「質疑・討論・採決」	原案可決
第13号議案	「質疑・討論・採決」	原案可決
第14号議案	「質疑・討論・採決」	原案可決
第15号議案	「質疑・討論・採決」	原案可決
第16号議案	「質疑・討論・採決」	原案可決
第17号議案	「質疑・討論・採決」	原案可決
第18号議案	「質疑・討論・採決」	原案可決
第19号議案	「質疑・討論・採決」	原案可決
第20号議案	「質疑・討論・採決」	原案可決
第21号議案	「質疑・討論・採決」	原案可決
第22号議案	「質疑・討論・採決」	原案可決

出席委員（9名）

委員長	小林秀徳	副委員長	竹下修平		
委員	花嶋志保	白頭聖志	佐宗龍俊	柴田賢治郎	山田辰也
	鈴木達雄	滝川健司			

欠席委員（なし）

傍聴者（なし）

説明員

市民協働部長、市民自治推進課長、行政課長、行政課係長、健康福祉部長、福祉課長
保険医療課長、こども未来課長、健康課長、地域医療支援室長、教育部長、学校教育課長
生涯共育課長

事務局出席者

議会事務局長 阿部和弘 議事調査課長 松井哲也 書記 和泉真衣

開 会 午後 1 時30分

○小林秀徳委員長 それでは、ただいまから厚生文教委員会を開会いたします。

これより、12日の本会議において本委員会に付託されました第12号議案から第22号議案までの11議案について審査をいたします。

議案の審査は説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

第12号議案 新城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

滝川健司委員。

○滝川健司委員 それでは、過去の出席回数の資料をいただいています。報酬は全体会議が平均で14回、報償費が委員会の委員ということで20.8回という回数ですけども、昨日の説明だと、3千円の12回で3万6千円なんていう説明がありましたが、どういう数字を根拠にしてその12回というのを出しておるのか。委員会でも14回だし、報償費でも20回という形ですけど、12回はどういう根拠でしょうか。それより多くても少なくとも12回ということになってしまうわけですけども、その辺はどういうふうに解釈すればいいのか、どういう対応なのか、お願いします。

○小林秀徳委員長 牧野市民自治推進課長。

○牧野賢二市民自治推進課長 12回の根拠でございますけども、ここに書いてあります全体会議を基本に考えております。この12回の内訳としては、報酬ですので合議体である会議に報酬を支払うというような考え方でいきますので、この全体会議がどういう会議かといいますと、ざっと計算したところ、5月の諮問に始まりまして夏の間報告、それから答申がありまして、あと議員さんたちとの意見交換会等もあったと思います。

そういったものが年間5回ぐらい程度でしょうか、というものと、それ以外に、全体会

議ですので、実際のところ、若者議会の委員さんたちが3委員会ぐらいに分かれておるんですけども、その委員会が一堂に会して集まる会議を全体会議と呼んでおります。それが年間、これでいきますと、資料の上の平均14回というものに当たるんですけども、これが年間12回ある。その3千円掛ける12回というような形を考えておるところでございます。

○小林秀徳委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 そうしますと、今、何かおかしいと言ったな。全体会議が平均で14回あるって、それ以外に5回あってということで足すと19回になってしまうんだけど、何でそれが12回になるのかよく分からないんだけど、そういう説明だと、そもそもその3千円掛ける12回で3万6千円という出し方自体はもう回数を基準にしたんでは説明がつかないわけですよね。

だから、そうでない説明でないちょっとこの回数でいかれると、資料でいただいた回数とこれまでの実績だとかそういうのをつじつまが合わない説明になるような気がするんですけど、いかがですか。

○小林秀徳委員長 牧野市民自治推進課長。

○牧野賢二市民自治推進課長 年間12回の内訳が、申し上げました諮問から始まりまして、議員さんたちとの委員会等が年間5回ぐらい。それ以外に、3委員会等が集まる会議が年間7回ぐらいあるのかなといったところで、12回という根拠でございます。

失礼しました。説明がちょっと足りませんでした。

○小林秀徳委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 そうすると、全体会議と議会だとか、それと関係の会議で12回をめどということで数字的にはつじつまを合わせてまんですけども、報償費の委員会のみの回数かなり多いですけど、これは無報酬という解釈でよろしいですね。

報償費なもんで、費用弁償か。報償は報償でまた別ということ。報酬と報償費の違いなもんで、この3万6千円というのは報酬のほうですね。報償費はまた別で支払うということですか。

○小林秀徳委員長 牧野市民自治推進課長。

○牧野賢二市民自治推進課長 昨日、お話しした形で10年振り返ったときに、やはりこの会議数が多いとか、金額これだけ払うのはどうだというような話がありましたので、この報償費というところはもうなしにしよう。実際に、今までいう委員会というのは、若者たちの自主的な活動で頑張ってもらおうといったところで考えております。

○小林秀徳委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 分かりました。その分は今後該当しなくなるということで理解しました。

年額3万6千円ということですけど、この支払い方法はどのような形になるんです、支払い時期です。それと支払い方法、それから、源泉等はどうなるのか、その辺についてはいかがでしょう。

○小林秀徳委員長 牧野市民自治推進課長。

○牧野賢二市民自治推進課長 非常勤の特別職の報酬の条例でいきますと、半期に一度だったと思いますので、これでいきますと3万6千円の半分1万8千円を9月、10月ぐらいに払いまして、残りを3月というような予定で考えております。

源泉も行います。

○小林秀徳委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 源泉も当然引かれるということで、若者で、学生さんもいたのかな。高校生までいたのかな。そういう方も源泉、当然引きますよね。すると、その方は確定申告をするわけ、確定申告、今まで指導してる、ちゃんとやってますか。今まで、3千円のとときも源泉引いてたんでしょ。そのとき、その若い子たち、ふだんバイトして、やっとなのかどうか分らんけど。源泉引いて、当然戻っ

てくるレベルだと思うんですけど、ちゃんと指導してましたか。

○小林秀徳委員長 牧野市民自治推進課長。

○牧野賢二市民自治推進課長 指導してたかどうかすみません、記憶がないんですけども。してないようであれば、していかなければいけないと思いますので確認いたします。

○小林秀徳委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 してないって、してなかったということは、もらってた方たちはどうしてたのかな。親に相談してやったのかななんて、もう心配してしまったけど、その辺もちゃんと未成年、働いてる人はいいですけど、働いてる人は雑収入になるのか分からないし、学生さんとか高校生がいたりとか、ちゃんとそういうところも指導してあげてください。

それから、年額ということになると回数関係なくなるわけですけども、都合によって長期間欠席したりとか、年間出てこなかった人もいないでしょうけども、当然、欠席すれば払われないのかな、どういう扱いですか。何回以上欠席すると3万6千円にならないとか、半分欠席すると半分になるだとか、その辺がどういう扱いになるのか、ちょっと疑問に思ったんですけどその辺はいかがですか。

○小林秀徳委員長 牧野市民自治推進課長。

○牧野賢二市民自治推進課長 まだ、こうしようという基準自体はつくってはないんですけども、基本的に名前だけ載せるという方も中には見えないわけでもないのかなと考えておりますので、初回から欠席されてる方につきましては、辞退届等を出していただきまして、その時点から支払いをしないというような形を取っていきたいと考えております。

○小林秀徳委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○小林秀徳委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**小林秀徳委員長** 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第12号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**小林秀徳委員長** 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第13号議案 新城市地域自立支援協議会条例の制定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

滝川健司委員。

○**滝川健司委員** この自立支援協議会というのが、平成29年から設置されていたんですけども、そのときに、過去にも、10年以上前、私が議会で問題にしたもういろんな諮問機関を勝手につくって、議会の知らないところでどんどんいろんなことを決めてた経緯があったもんですから、市の重要な政策ですとか予算が絡むこと、そういうことを決めるのは勝手にその諮問機関では決めてはいけません。で、ちゃんとした諮問機関として条例で制定すべきだということで、そのときに1回、全てのあれを整理したんですよ。それで諮問機関にしたという経緯、覚えてる人いますか。行政課長、覚えてる。それやったよね。私、幾つか資料もらって問題にして。

そのときに、そういうことをやって注意を促したのに、こういう平成29年から6年、7年こういうのがほかってあったというのは、過去にやったことが活かされてなかったという経緯があったんですけど。それをよそがやったのを見て、豊橋がやったので、気づいて、またうちもチェックしましたらありましたなんていう、また同じことやってんのかなと思って、ちょっと聞いていて情けなくなったん

ですけど。やってしまったものはしょうがない。これから同じことを二度と繰り返さないようにって、二度と繰り返したわけですけども、それはいいとして。

今後のことも言うてはいけないですけど、こういうのがあればひそひそいうことを注意していただきたいということで、ほかの条例も、今回、附属機関の関係幾つか出てますのであれですけど、それはいいとして。

今回、報酬がほかのと横並びみたいで7,500円という、これ日額ですよ。多分、この会議ってそんなに時間かからない、午前中だとか、2時間で終わる会議。ですと、通常、ほかの会議だと半日以内は半額とか何かそういうのがあったんですけど、これも当然そういうのが規定がありますよね。

それぞれ条例ごとに定めるのか、全体で定めるのか、どうでしたっけ、その辺。

○**小林秀徳委員長** 長坂行政課長。

○**長坂茂英行政課長** それにつきましては、全体的に網がかかっているということで2時間以上か、それ以下かで7,500円または5,500円という縛りは存在します。

以上です。

○**小林秀徳委員長** 滝川健司委員。

○**滝川健司委員** あと、15人以内でということですけども、自立支援ということで福祉関係の方が構成メンバーになってます。それで、ほかの条例と比較して説明するとおかしなってしまうんだけど、要するに専門知識、専門資格を持っている方が入ってます。そうではない一般市民と言っているのかな、一般市民が代表してるような方も入ってます。それで同じ報酬、それはこの場合はいいでしょうけど。

後から出てくるやつ、取り出していいのかな、1万2千円というのもあったんですけど、これは何か専門知識が要って、特別な資料がたくさんあって事前にチェックを入れるとか言っていましたけど、それはそれでいいとしま

しょう。

この中にも、市の職員ということで入りますけども、当然これ所管は健康福祉部ということですので、市の職員というのは健康福祉部の中の担当する職員が、この会議の構成員になるのか、それともある程度、管理職的な人になるのか、実務を担当している人になるのか、その辺はどういう形でしょう。

○小林秀徳委員長 中尾福祉課長。

○中尾昌達福祉課長 健康福祉部が所管課ということで、代表者が協議会に出ますので、健康福祉部長が出席する形を予定しております。

○小林秀徳委員長 ほかに質疑ありませんか。
鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 要綱によって設置していたものにのっかって附属機関とするというようなことでありますけども、この条例でちゃんとした附属機関にすることで、実際の事務について何か変化はあるんでしょうか。

○小林秀徳委員長 中尾福祉課長。

○中尾昌達福祉課長 基本的には、これまでやっておった事務の流れが変わるということはありません。

以上です。

○小林秀徳委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○小林秀徳委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林秀徳委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第13号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小林秀徳委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第14号議案 新城市子ども医療費の支給に関する条例等の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○小林秀徳委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林秀徳委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第14号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小林秀徳委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第15号議案 新城市国民健康保険条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

白頭聖志委員。

○白頭聖志委員 昨日も説明していただいたんですけど、その中で、この表を見ると、新たに子ども・子育て支援金分というのが追加されているんですけど、これについてはどうということかお願いします。

○小林秀徳委員長 黒田保険医療課長。

○黒田健二保険医療課長 子ども・子育て支援金分ですけども、これは令和8年4月から始まる子ども・子育て、子どもさんだとか、子育て世帯を全国民と企業が支援するということが決まっております。

それで、この支援金につきましては、医療保険の仕組みを通じて支払うということにな

っておりますので、国民健康保険においても被保険者の皆さんに支払っていただくものとなっております。

以上です。

○**小林秀徳委員長** 白頭聖志委員。

○**白頭聖志委員** これは国が決めてやるということですか、市とかができないとか、できるとかというそういう判断はできないということですかね。

○**小林秀徳委員長** 黒田保険医療課長。

○**黒田健二保険医療課長** こちらにつきましては国が決めておるものになりまして、新城市の国民健康保険税につきましては、地方税法の規定に基づいて行うものになります。

○**小林秀徳委員長** 白頭聖志委員。

○**白頭聖志委員** それではもう1点いいですかね。昨日の説明で、まだ基金が5億円残っているという話がありましたけど、今後この5億円というのはどうやって使っていくつもりなんですかね。

○**小林秀徳委員長** 黒田保険医療課長。

○**黒田健二保険医療課長** 現在の基金の残高が約5億円強でございます。令和8年度の当初予算では1億3,000万円ほど使うことになっておりますけども、今後令和11年度までは、税率を県の税率と合わせるために引き上げていく必要があります。一遍に税率を上げると、もう1人当たりの調定額が1年に何万円も上がってしまうことになりますので、そうならないように年間で7%から8%ぐらいの上昇で抑えるように計画を考えておるんですけども、その間の、要は急激な上昇を抑えるために、毎年基金を取り崩していくことを考えておまして、令和11年度時点では、2億円が残ることをめどに取崩しを考えております。

以上です。

○**小林秀徳委員長** 白頭聖志委員。

○**白頭聖志委員** 令和11年で2億円なんですけど、もう少し前倒しというか、そういうことはできないんですかね。激増緩和みたいな

形で、前倒しで積んでいくということは、社会保険料の県に合わせる、今、激増を緩和すると言ってたんですけど、前倒しというか、その2億円、最後にどうしても令和11年度に2億円残さないといけないのかということなんですけど、いかがでしょうか。

○**小林秀徳委員長** 黒田保険医療課長。

○**黒田健二保険医療課長** 令和11年度で2億円残すということなんですけども、こちらは運営協議会の協議の中で話が出たものになります。

社会保障料というか、国民健康保険の1人当たり医療費だけでなく、例えば国民健康保険税の中には、後期高齢の方への支援金が含まれていたり、介護に係る介護納付金というものも含まれております。医療費は、国保の医療費総額は被保険者数が減っていますので減っている状態なんですけども、1人当たりの医療費にしますと年々増えております。また、後期高齢の方というのは毎年、今、増加傾向にありますし、医療費も増えている。また、介護の給付費も増えてることになっておりますので、この医療費は令和11年度以降も伸びていくだろうと推計しております。医療費が伸びていくと、市から県に納める納付金というのも、恐らく3%ぐらいで毎年伸びていくだろうという見込みを立てておりますので、令和11年度に一旦市の保険税率と県が言ってくる保険税率の水準というのは、合わせるように考えておるんですけども、その先も、税というか納付金は増えていくんではないかと思っております。

まだ時期は未定ですけども、県内の市町村の保険税率の統一というのが、この先、協議されていくことになります。既に、大阪府ですとか、奈良県は全ての市町村の税率が統一されました。統一されたときに、それまで税率が低かった市町村というのは、どちらかというと上がる傾向があると聞いておりますので、この令和11年度から先も、どこかの段階

で統一されるまでの間で税率を見直す必要があるのではないかと思いますので、その余ったというか、残してある2億円は、そういうところで緩和するために使えたらなと思っております。

○**小林秀徳委員長** 白頭聖志委員。

○**白頭聖志委員** その基金ですけど、だんだん目減りするの分かるんですけど、積増しはできるんですか。

○**小林秀徳委員長** 黒田保険医療課長。

○**黒田健二保険医療課長** 今ある5億円は、過去、平成20年中頃から終わりまでの間に、決算で剰余金が出たときに積み立てたものになります。

今は赤字の状態、収支がマイナスの状態で毎年崩しておりますので、積み立てるということではできないと考えております。

○**小林秀徳委員長** ほかに質疑はありませんか。

滝川健司委員。

○**滝川健司委員** まず、子ども・子育て支援金のこの800円、金額というのは、均等割1,300円、18歳以上均等30円、平等割800円、この金額というのは国から示された金額でしょうか。去年、一般質問したときに500円ぐらいではないかなと言ってたような気がしたけど、なんかとても増えてしまってるんで、話が違うのではないかという気がしたんですけど。

これは、全て統一金額で、全国一律この金額が平等に課せられてるんでしょうか。

○**小林秀徳委員長** 黒田保険医療課長。

○**黒田健二保険医療課長** この金額ですけども、愛知県が各市町村ごとに示す標準保険料率、保険税率というものに合わせた金額になります。それで、標準保険料率というのは市町村ごとで違いますので、県内一律のものはございません、これは。

昨年度、500円と言ってたのはこども家庭庁が概算で言ってた数字で、国民健康保険の

被保険者は、令和8年度については月額250円と言われておりました。今回、新城市が子ども分につきましては年間で3,180円ですので、月額にすると大体260円ぐらいだったかなと思いますので、少し高いぐらいかなと思っております。

○**小林秀徳委員長** 滝川健司委員。

○**滝川健司委員** 県から保険料率に合わせてということですけど、新城市の保険料率が昨日の説明だと県下でも下から2番目に低いほうだということ。ということは、この子育て金も、新城市は低いほうなのか、低いところは高く取られてるのか、それとも県内でこの子ども・子育て支援金というのは、高いところは幾らぐらい支払われてるんですか。それは分かるんですか。

○**小林秀徳委員長** 黒田保険医療課長。

○**黒田健二保険医療課長** 県内のほかの市町村が実際幾らになってるのは、データがありませんので、すみません、お答えすることができません。

○**小林秀徳委員長** 滝川健司委員。

○**滝川健司委員** そういう一覧表ありますよね、多分どこかに。また、分かったら、それを参考にしたいもんですから、新城は高いのか安いのかだけ、保険料率からいくと安いほうと理解していいのかなと思ったんですけど。

当然、これ令和8年度限りではなくてずっと続いていくわけですから、保険料率が上がることによって下がっていくのか、変動していくと解釈すればいいのか、そういう部分の支援金と考えていいですか。

○**小林秀徳委員長** 黒田保険医療課長。

○**黒田健二保険医療課長** 子ども分につきましては、これまでの国の説明によりますと、3年間で導入すると言われております。令和8年度、令和9年度、令和10年度までは金額が上がっていくということが決まっております。

こども家庭庁の資料だと、令和8年度が先

ほど250円と言ったんですけども、国民健康保険の被保険者は来年は300円、再来年が400円と計画ではされておりました。この医療とかは毎年、医療費がどんどん伸びてるので納付金とかも上がってくことになるんですけども、子ども分については、そういう自然増というのがないということで令和10年度以降は上がらないと、国の説明ではされております。

以上です。

○小林秀徳委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 上がらないということは固定とみなしていいのかな、今の時点ではまだどうなるか分かりませんが、分かりました。

国の決めたことでしょうがないけど、しょうがないと言っではいけないけど、まあ納得いかない部分もありますけど、あくまで健康保険税ですよ。新城市の場合は税だけど、自治体によっては料になっているところもある。愛知県内でも料と税が混在していますよね。税と料では扱い方も違うし、時効だったかな何か請求、あれも法的に扱いが違う。そこをばらばらにしておいて、料金だけ統一しようというのも、ちょっと気に入らんとこですけど、それはいいとして。

税ということは子ども・子育て税ということで、これは国保入ってる人、皆払うわけで、子どもがおろうとおるまいが、独身だろうと子だくさんだろうと払うと。独身の人には子ども税だといって悪評で騒がれてましたけど、それはいいとして。

こういう形で保険料統一に向けて動かざるを得ないのは分かります。同じ制度の中で料金が違うというのなかなか難しいかと思えます。昨年も議論しましたが、医療環境、医療資源が違うのに料金だけ統一するのはおかしいと言ったけど、改善される方向に向かっているのかどうか。

昨日の一般質問で、医療法の改正で、医師偏在も見直すようなこと言ってましたけど、

あんなのいつになるか分かったものではない。で、高度先進医療の受けられない新城市と高度先進医療の受けられる名古屋市が同じ保険料というのもおかしいって、ずっと言い続けてますけども、これここで言ってもしょうがないけど、一言言っておかないと気に入らないもので、そういうことです。

それで、そういうことをやっぱり常にそういう声を出していつてほしいんですよ、医療資源の少ない地域は、やっぱり保険料統一するんだったら医療環境も医療資源も同じにしてくれ。それで統一するなら納得するという形のをどんどん上げていかないと、取れるところはそういうとこだけ平等にしようというのは、やっぱり私は制度としておかしいと思いますので、しっかりそういう声を上げていつていただきたいと思うんですけど、そういう機会ってありますよね、いかがですか。

○小林秀徳委員長 黒田保険医療課長。

○黒田健二保険医療課長 医療資源に関する話というか議論、今、滝川委員おっしゃったようなことは運営協議会の中でも話がされてます。医療サービス、受益と税を払うという負担、そのバランスという意味で、税負担を求めてく、じゃあ医療サービスの充実も必要ではないのという話は出ております。

実際、協議会からの答申というか附帯意見として、税水準の統一に合わせて、そういったサービスも増やしていくべきという意見も伺っておりますので、その辺の話、今、税率の統一の協議が県と市町村の間でちょうど始まったところになります。県の国保の担当課が直接、医療資源の話を進めてるわけではないんですけど、うちのほうからその辺は伝えて、医療資源というか病院とかそちらを担当する部署には伝えてくという話は聞いております。

また、国保担当課としては、病院の設備をよくするとかそういうことはちょっと難しいんですけども、分かりやすい医療情報の提供

だとか、国保のオンライン手続を開始したり、高額療養費とかそういった給付の自動振込を始めるだとか、そういったことで被保険者の負担軽減に取り組むように、今、努めている最中でございます。

以上です。

○**小林秀徳委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○**小林秀徳委員長** 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

白頭聖志委員。

○**白頭聖志委員** それでは、討論を行います。

私は、この議案について反対という立場で討論をしていきたいと思いますが、先ほども議長が言ったように、ガソリンが170何円になってしまったというこの物価高の、本当に大変なときに、国民保険料、今まででもだんだん上がってきて大変だったのにまた上げるという、そういうところは非常に市民にとっても大変だと思いますし、やっぱり低年金の場合の方もありますし、高齢者世帯が多くなってきて収入も減ってるという状況で、昨日言われたように10%ですね、10%を上げるとするのは非常に酷であると思います。

ですから、この物価高騰分というか高騰が収まるまでは基金を何とか使ってうまくやっていければいいのかなと思いますが、もしそれもできないというなら、今、この議案には反対していきたいと思います。よろしくお願いします。

○**小林秀徳委員長** ほかに討論はありませんか。

柴田賢治郎委員。

○**柴田賢治郎委員** 私柴田は、第15号議案新城市国民健康保険税条例の一部改正に賛成の立場で討論をいたしたいと思います。

議論に出ておりますこちらの条例は、子ど

も・子育て支援法が施行されるに当たり定めるべき基準であり、当市の施行に条例として整合性を求めるために必要なものであります。

議論の中でも出ておりましたが、基金も市民の急激な上昇を抑えるために使われるとそのようなことも考えられておりますし、また、受益者負担の面においても税の統一とサービスの統一についても議論も進んでおります。

まずはこの法制度を条例として整え、我々としてもこの法律に対してしっかりと新城市民に届けるように整えていきたいと思います。

○**小林秀徳委員長** ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**小林秀徳委員長** 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第15号議案を採決します。

賛否両論がありますので起立による採決といたします。

第15号議案は、原案のとおり可決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○**小林秀徳委員長** 起立多数と認めます。

よって、第15号議案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第16号議案 新城市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

白頭聖志委員。

○**白頭聖志委員** この制度ですが、利用料が1時間当たり300円となっておりますけど、これの根拠について教えていただきたいんですけど。

○**小林秀徳委員長** 中山こども未来課長。

○**中山恭成こども未来課長** この300円の根拠につきましては、国で一応、標準単価ということで設定してございます。その設定根拠を使って300円としております。

○小林秀徳委員長 白頭聖志委員。

○白頭聖志委員 あともう1点、パンフレットの中で、こども誰でも通園制度を利用すると子どもにとって、3項目で、年齢の近い子どもとの関わりにより社会情緒的な発達を支えるなど、成長発達に資する豊かな経験をもたらしますと書いてありますが、今回の新城市の制度では一般の園児とこども誰でも通園制度の園児は別にするって言っていましたよね。この趣旨とちょっと変わってくるんじゃないですか。

○小林秀徳委員長 中山こども未来課長。

○中山恭成こども未来課長 確かに、委員言われるとおりでございます。まずは、一般質問でもお答えしましたが、まず子どもたちの混乱を避けるためということで、取りあえずはこども誰でも通園制度は個室というか、それ専用の保育室でやっていくということでございますが、状況を見極めて、もし子どもたちの混乱がそんなにないということが見極められれば、そのときには一緒に合同の保育とかにさせていただきたいと思いますが、まずもっては子どもの安全を考えて、専用個室でやっていくということにしております。

○小林秀徳委員長 ほかに質疑はありませんか。

滝川健司委員。

○滝川健司委員 このこども誰でも通園制度の東郷中こども園でしたっけ、午前2名、午後2名で4名ということですけども。この辺の設定の根拠、要するに需要とか、そういった事前アンケート調査等した上で、1園で午前2名、午後2名で十分足りるという見込みで設定されたのか、その辺はどういう経緯でしょう。

○小林秀徳委員長 中山こども未来課長。

○中山恭成こども未来課長 これについて、月曜日の委員会の答弁とひょっとしたら重複するかもしれませんが、お答えさせていただきますと、このこども誰でも通園制度の対象

年齢がゼロ歳6か月から3歳未満となっております。一番低いところでゼロ歳と考えたときに、今の保育園の保育士配置基準というものがございまして、ゼロ歳の場合は3人に対して保育士1人というのが保育士基準でございます。まずは、最低限そこを保育士の配置をしたいということで、そうすると1人配置をいたします。1人保育士を配置いたしますと、それでいうと一応3名、子どもさん最低でも預かれるということになりますますが、これも前々から言っております、何せ初見というか初めての子たちばかりですので、その子たちを、保育士1人がいきなり3名ずっとというのはかなり保育士さんは負担がかかってきますもんですから、まずはそこを2人ということで設定をさせていただいております。

○小林秀徳委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 そうすると、1人の保育士が午前中で2人まで、実際は3人までいいんだけど、いきなり3人ではあれだからまず2人からスタートしてみると。

一般質問であった中で、保育士は現状の保育士で、そのための専用の保育士は加配しないようなことを言ったんですけど、現状の保育士でそれが対応できるのか、それとも、専属の保育士を配置するだったっけ、専属の保育士を配置する。それは、1つの園でそれはいいです。

では、市内全体でどれだけの需要見込みというか、要望はあったのか、なかったのか。その程度の午前2名、午後2名の4名で対応できる程度の希望しかなかったのか、その辺はどうやって判断されたんでしょうか。

○小林秀徳委員長 中山こども未来課長。

○中山恭成こども未来課長 すみません。これは、ニーズ調査等を行ったものではございません。なぜかという、今うちの場合は、一時保育という制度がございます。これは城北、長篠、作手でやっております。これ、今うちのニーズというのはカバーし切れていま

すので、前も12月のときに言いましたが、私自身はこれはあまり積極的な制度とは思っておりませんので、まずはこの2名でやるんですが、委員言われるように、もし今後需要がもっと増えたということであれば、そのときはまた考えてまいります、まずは一時保育もありますので、うちの需要はそこでカバーできると思っています。

○小林秀徳委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 一時保育とちょっとシステムというか趣旨が違う制度なものですから、別に一時保育に預けるのではなくて、この制度で預けたいという人が出るかどうかは私には分かりませんが、それはよしとして。

でもやってみたら、掘り起こしてしまって、私も別に仕事行なくて、自分で見れるけど、誰でもいいならそこへ預けてみたいという多くの希望が定員以上に来てしまったらどう対応されるんですか。そのときは、急遽臨時の保育士を雇って、また東郷中保育園で対応するのか、別のこども園で対応されるのか、そういうことは想定されてますか。

○小林秀徳委員長 中山こども未来課長。

○中山恭成こども未来課長 こども誰でも通園制度は2名という定員でございますので、2名以上預かることはございませんが、それ以上あふれた場合には、今いう一時保育のほうへ促してみたりとか、そういうふうに対応するしかないと思っています。

○小林秀徳委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 それ言ってしまったら、どこでも誰でもではなくってしまう制度ではないの。こども誰でも通園制度では受けられないで、一時保育に行ってくれといったら、もう最初からこのことやらなくても、一時保育の枠を広げておけばいいのかなと思ってしまい、何か国がこういう制度始まったので、取りあえずやっておかないと県から言われるのでいけないのでやってみようというように聞こえてしまったんだけど。4人以上来てし

まったらば、こっち行ってというんでは、制度の趣旨に合わないような気がするんだけど、それ大丈夫。

○小林秀徳委員長 中山こども未来課長。

○中山恭成こども未来課長 大丈夫かと言われますと、なかなか答えに窮するところですが、制度自体確かに違うという制度でございます。一時保育については、保護者の都合で預けるということで、こども誰でも通園制度については、先ほど白頭委員言われるように、子どもの成長を促すというか、社会経験を取るというようなちょっと趣旨が違いますが、でも預ける条件的には全く変わりがないということでございますので、そこら辺は2つの制度でカバーしていこうと思ってます。

○小林秀徳委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 そうやって何とか対応できるということですけど、そうすると、預かり時間も預かり料金も、一時保育もこども誰でも制度でも、同じ料金、同じ時間体制で、趣旨だけが違うということで解釈しておけばいいのかな。

○小林秀徳委員長 中山こども未来課長。

○中山恭成こども未来課長 ごめんなさい。そうすると、料金のこと確かにそうです。一時保育というのは時間的には8時半から3時までで違います。料金体系はもちろん違いますが、そこら辺の違いはもちろん生じてきます。

○小林秀徳委員長 それではほかに質疑ありませんか。

鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 とっても超初歩的な質問するんですけど、預かる対象、ゼロ歳6か月から満3歳未満の未就学児で、就労要件は問いませんという話ですけど、いわゆる預かる対象の子どもというのは、全くそれ以外の条件というか、ここに特定乳児等と特定がついてるので何か違うかなと思ったんだけど、全くそれは関係なしの普通の子どもさんというこ

とでよろしいのでしょうか。

○小林秀徳委員長 中山こども未来課長。

○中山恭成こども未来課長 全く普通のお子さんと変わりありません。もちろん、障がいのあるお子さんであるとか、特性のある子、それから医療的な子たちも誰でもいうものですので、そこら辺のお子さんもお一応預かれるという制度にはなっております。

○小林秀徳委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○小林秀徳委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

白頭聖志委員。

○白頭聖志委員 この第16号議案について反対の立場で討論させていただきます。

今の質疑の中でもありましたけど、結局まだ準備期間で確定もしてないところで、今その制度を始めても混乱するだけではないかと思えます。

それに、国が求めとるこの時間帯でも、本当にいいのか悪いのかという検証も国もされてませんし、ただ、地方自治体にやれというそれだけなんで、本当にこれでいいのかというのもあります。

また、国が言ってる子育ての応援という側面があるんですけど、これについても本当に保障されるのかというのが、市は保障できるからやるんだろうとは思いますが、けど、本当にこの時間帯とこの預かり方で保障ができるのかというのが非常に不安があります。

あと、この先どうなっていくのかという、これで、特に新城市だけの問題ではなくて、市外からでも受入れが可能なんで、この制度。そうなったときに本当にどうなるんだって、責任はどこにあるんだというそういう話にもなりますので、早計にこの議案というか制度を進めるのは非常に危ういような気がします

んで、私はこの議案に反対します。

以上です。

○小林秀徳委員長 ほかに討論はありませんか。

柴田賢治郎委員。

○柴田賢治郎委員 私柴田は、第16号議案新城市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定に、賛成の立場で討論に臨みます。

この条例は、子ども・子育て支援法が施行されるに当たり、定めるべき基準であり当市の施行に必要なものであります。子ども・子育て支援法の中で、特定幼児等通園支援事業が行われたためにも必要な処置であり、当市のニーズに反するものではないということも確認できました。

それゆえ整えるべきものとして賛成の討論いたします。

○小林秀徳委員長 ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○小林秀徳委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第16号議案を採決します。

賛否両論がありますので起立による採決いたします。

第16号議案は、原案のとおり可決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小林秀徳委員長 起立多数と認めます。

よって、第16号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第17号議案 新城市保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

滝川健司委員。

○滝川健司委員 現状、何人だったかな、9人でしたっけ、今。令和7年度は9人ですけ

ど、年長、年中、年少、未満児その辺の人数は今現状どうでしょう。

○小林秀徳委員長 中山こども未来課長。

○中山恭成こども未来課長 12月1日時点では10名でございますが、まず、年長5歳児が5名、年中4歳児が2名、年少の3歳児が2名、2歳児が1名でございます。

○小林秀徳委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 入園予定の6人だったつけ、6人が長篠でいいということで閉園になったということです。そうすると、まだ残る可能性のあった、年長さんはそのまま小学校へ行ってしまう、年中と年少と未満児5人の方も長篠へ移ることに同意されておったのか。こういう話が出て、急遽希望を聞いてオーケーだったのか、その辺の経緯はいかがですか。

○小林秀徳委員長 中山こども未来課長。

○中山恭成こども未来課長 資料にもお出ししておりますが、令和7年の4月にこども園の保護者の代表の方から、今年度、令和7年度で一遍みんな長篠に行くようにしたいがよいかという相談が保護者のほうからあったということでございます。

○小林秀徳委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 それでは、入園希望者だけではなく、在園児も全て保護者も同意して、そういうふうになったと。

昨日の何か質疑だと、事前にそこへ通って慣れるように、あらかじめ進めておるということ、いきなり合併か、合併になるんじゃないということを言われたんですけど、それはどの程度どういうそういう形で、どういう表現になるのかな。長篠こども園で、そういう体験入園ではないけど、大人数の中でなじめるのか、なじめないのか、なじめるようにしていくかということをやられてきたのだと思うんですけど、その辺の状況どうでしたか。

○小林秀徳委員長 中山こども未来課長。

○中山恭成こども未来課長 2月、先月だったと思いますが、その頃、2月頃から始めて、

この5名の方が長篠こども園に行かれて、1日過ごしてきたということで、それが2月は3日ほどあったと思いますが、それについては子どもさんたち、すぐ慣れて順応されたということを聞いています。

○小林秀徳委員長 ほかに質疑はありませんか。

鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 閉園するということでございますけども、園舎ですね、園舎、園庭、閉園後の管理等はどうする見込みか、その辺は考えられていますでしょうか、長期的な計画、令和15年か令和16年ぐらいには解体というような計画もあるわけでございますけども、それまでの間も含めて、どういうふうな管理をするのか。

○小林秀徳委員長 中山こども未来課長。

○中山恭成こども未来課長 最終的な解体というのは、庁内でも使い道がない、それから、地元にも使い道がないと、どこにも使い道がない場合は解体してまいります。

その間の管理につきましては、もちろん我々が責任持って管理をいたしますが、先ほど言ったどのように使われるかにもよるんですが、まずは庁内等でこの庁舎の使い道があるかどうかという確認をさせていただきながら、また地元にも聞きながら決めていきたいと思いますが、まずはうちにある以上、市でしっかりと管理してまいります。

○小林秀徳委員長 ほかに質疑はありませんか。

白頭聖志委員。

○白頭聖志委員 山吉田こども園閉園するということで、そこに携わっている保育士さんとか、多分、調理員さんも見えと思うんですけど、それはどういうふうに、どうなるというかどういうふうにするんですかね。

○小林秀徳委員長 中山こども未来課長。

○中山恭成こども未来課長 来年度は市のほかの園に行くということになります。

○小林秀徳委員長 白頭聖志委員。

○白頭聖志委員 ほかの園で、基本的には採用を抑えればいいというただそれだけの話なんだろうと思いますけど、会員という形で入れるというところ、そのまま長篠保育園へ行くということですか。

○中山恭成こども未来課長 市の職員さんなので、普通に市の全体の保育園の中へ。

○白頭聖志委員 市内の保育園へ異動するということですね。

○中山恭成こども未来課長 そうです。

○小林秀徳委員長 よろしいですかね。そうということでよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林秀徳委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林秀徳委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第17号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小林秀徳委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第18号議案 新城市健康づくり推進協議会条例の制定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

滝川健司委員。

○滝川健司委員 この健康づくり推進協議会というのは、新たに作るのか、既にあったのか、あった場合はいつからあったのか、その辺だけ教えてください。

○小林秀徳委員長 伊與田健康課長。

○伊與田吏美健康課長 以前からありまして、

いつからと言われますと、すみません。平成のちょっと調べてみますがというところで、少し名称が変わったりしておりまして、前は要綱でやってたものですから、名称も少し変わった形でやっております。

○小林秀徳委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 ですから、どういう名称の名前で、何年から諮問機関としてあったのか、この一連のこの附属機関にする経緯は書いてありますのでいいですけども、その辺をちょっと確認したかったんですけど。

○小林秀徳委員長 伊與田健康課長。

○伊與田吏美健康課長 遡りますと、合併のときにそれぞれの市町村にありまして、平成17年に合併したときに健康づくりの推進協議会の設置要綱という形で変えさせていただきまして、実は令和6年度に、新城の健康づくり21計画の策定に伴いまして、今までは意見をいただくような形から、策定に関して意見集約をして審議していただくような形になったものですから、今回このような条例に適合するのではないかとということで上程させていただいております。

○小林秀徳委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 そうすると、そういった機能を持たせたのが令和6年から、組織としては合併以降あったけど、役割というか、機能が少し進化したのが、その辺の時期で、今回、附属機関にしたという流れですね。

○小林秀徳委員長 伊與田健康課長。

○伊與田吏美健康課長 令和6年度に、要綱でまず新城健康づくり21計画の策定に伴いまして改定をさせていただきまして、今年度は審議というところで上程させていただいております。

○小林秀徳委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○小林秀徳委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**小林秀徳委員長** 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第18号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**小林秀徳委員長** 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第19号議案 新城市予防接種健康被害調査委員会条例の制定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

滝川健司委員。

○**滝川健司委員** 昨日の議論ですと、かなり1万2千円の根拠のときの説明で、専門的な資料だとか知識とか事前に読み込む必要があって、専門的な判断をとくかそういうようなことを言われてたんですけど、当然それにふさわしく報酬も1万2千円だというような説明だったと思うんですけど、委員は7人ということで、やっぱりこの中にも市の職員って、昨日出てましたけど、そうするとその市の職員も、それだけの専門知識と、そういうことにたけた職員と理解すると、そんな職員はいるんでしょうか。

○**小林秀徳委員長** 伊與田健康課長。

○**伊與田吏美健康課長** もともとこの予防接種の健康被害調査委員会に関しましては、救済措置というものに関しては予防接種法に基づいて行われております。

この予防接種の健康被害調査委員会の組織に関してでございますが、これは、すみません、遡ること昭和52年に、厚生衛生局長の通知で、委員会は、市町村長、地区医師会の代表者、保健所長、専門医師等をもって構成されるものであることとされておりますので、

本委員会としては、ここに市町村長を市の職員と変えて、委員とさせていただいております。

○**小林秀徳委員長** 滝川健司委員。

○**滝川健司委員** 特に、専門ではなくてそういう立場ということで市の職員が参加するということで理解しておきます。

それで、この健康被害調査委員会というのは、さっき言った同じ質問ですけども、新設ですか、既にあって、いつからあったのか、その辺はいかがですか。

○**小林秀徳委員長** 伊與田健康課長。

○**伊與田吏美健康課長** 予防接種のこの健康被害調査委員会につきましては、予防接種の定期予防接種という類に関して健康被害が発生したときに基づいてやるというものになっております。

過去、新城市では令和3年、令和5年にこういったことがあったときには開かせていただいております。

その前に、合併前にちょっと名前が違うんですけども、新城地方予防接種健康被害委員会ということで、このときに旧新城市、旧鳳来町、旧作手村でそういったことがあったときに、新城地方の予防接種健康被害委員会としてやるとなっているので、そちらも1回はやっております。

○**小林秀徳委員長** 滝川健司委員。

○**滝川健司委員** そうすると、特に今回、条例で定めるって、条例で定めて、その都度、必要に応じて開かれてたということなのか、ですよね、当然被害があったときしか開かれないものですか。

定期接種もいろいろどんどん種類が増えてきて、そういうケースが出たのか出ないのか分かりませんが、コロナはどうなったのかよく分かりませんが、今回で言うと、例えばコロナでも被害があったとかなかったとかいろんなことあったんですけど、そういうことで健康被害で対応されたことはあったんで

しょうか、いかがですか。

○小林秀徳委員長 伊與田健康課長。

○伊與田吏美健康課長 コロナに関しましては、その当時は臨時接種という扱いになりますけど、そちらのときに健康被害を訴える方がいましたので、2回ほどやらせていただいております。

○小林秀徳委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林秀徳委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林秀徳委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第19号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小林秀徳委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第20号議案 新城市第1次救急医療対策協議会条例の制定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

滝川健司委員。

○滝川健司委員 同じことを聞きますけど、これ新設ですか、既にあった組織をこういった形で条例化したのですか、いかがですか。

○小林秀徳委員長 中島地域医療支援室長。

○中島紳之地域医療支援室長 こちらの協議会につきましては、平成20年に要綱を設置しておりまして、そちらに基づいて置かれるものとなっております。

○小林秀徳委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 平成20年からということですが、これまでの活動というか開催状況

等はいかがでしょうか。

○小林秀徳委員長 中島地域医療支援室長。

○中島紳之地域医療支援室長 平成20年に、第1次救急医療の現状と課題について協議を行ったという記録と、平成23年に夜間診療所の開設日を週5日から毎日とするために協議を行ったという記録が残っております。

○小林秀徳委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 そうすると、過去2回ほどやられてるということで、回数は少ないけど活動はされてるということで理解しました。

あと、協議会委員は15人以内とするということで、1番から4番までは医師会、歯科医師会、薬剤師会、医療機関と指定してあります。（5）のその他市長が必要があると認める者ということで、15人にしなければいけないとは書いてないものですから、5人でも6人でもいいのかなと思ったんですけど。

市長が必要と認める者の中にはどういう人たちがいて、それは何人ぐらい、マックスで15人なんで、その残りの数だと思うんですけど、その辺はどういう裁量と、どういう想定をしてるんでしょうか。

○小林秀徳委員長 中島地域医療支援室長。

○中島紳之地域医療支援室長 旧要綱に基づきますと、3医師会、医師会、歯科医師会、薬剤師会については、特に医師会なんですけれども、会長のみならず副会長が出ていたりすることもあったようなので、それでちょっと人数が多いということになります。

また、その他の市長が認める者ということに関しましては、市の職員として協議に加わるということを想定しておりますので、所管の部長である、現状で言いますと、健康福祉部長を想定しております。

○小林秀徳委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○小林秀徳委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**小林秀徳委員長** 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第20号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**小林秀徳委員長** 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第21号議案 新城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

滝川健司委員。

○**滝川健司委員** 日額3千円の根拠が何かよく分からないんですけども、近隣だと田原市が日額千円、豊川市は年額5千円、蒲郡市が日額3千円、豊橋市が年額5千円で、新城が日額3千円ということですけど、活動実態はどの程度でしょう。日額にふさわしいなのか、年額で5千円というともう2回出るとおかしくなってしまうわけですけど、その辺の活動実態とこの報酬との関係性は問題ないのか、いかがでしょう。

○**小林秀徳委員長** 安井学校教育課長。

○**安井研二学校教育課長** 豊橋市のコミュニティスクールも視察なんかもさせていただきましたが、やはり豊橋市ですと何回やっても5千円というちょっと乱暴な設定の仕方なのかなと、個人的には思ったところもあるんですが、あと蒲郡市なんかも見たところ、やっぱり規模的にも蒲郡市は100%で小・中学校でコミュニティスクール入っておりますし、本市が目指すものとも似ているということ、あとは資料にも書かせていただきましたが業務内容なんかを見たところ、やはり3千円が

適当ではないかと考えております。

また、この回数につきましてはそれぞれのコミュニティスクールを設置する学校ごとで、2回から4回とは学校ごとで分かれてはいるんですけど、それを考えたときにも、やはり3千円というのが適当ではないかと判断をさせていただきました。

以上です。

○**小林秀徳委員長** 滝川健司委員。

○**滝川健司委員** 活動が2回から3回、よく分からない。その程度の活動しかないということで、それでイレギュラーで極端に増えることもないということによろしいですか。

○**小林秀徳委員長** 安井学校教育課長。

○**安井研二学校教育課長** 基本的には、各学校に、来年度何回会議をする予定かというのを確認しております。それを基に、2回から4回ということで各学校ごとに出てきておりますので、それを根拠にさせていただきました。

○**小林秀徳委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○**小林秀徳委員長** 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**小林秀徳委員長** 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第21号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**小林秀徳委員長** 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第22号議案 新城市社会教育委員設置条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

滝川健司委員。

○**滝川健司委員** これも同じように既存条例があるということは、これまで活動されてたと思うんですけど、どういった活動実態があったのか、その辺だけ確認します。

それともう1点、委員が定めてなかったけど、委員を新設ということで、委員の構成20名以内でということで4つほど挙げられておりますけども、その辺が必要となった経緯をお願いします。

○**小林秀徳委員長** 河口生涯共育課長。

○**河口昌和生涯共育課長** 活動に関しましては、社会教育法に基づきまして社会教育委員で構成されております。社会教育に関する計画とか、あとは教育委員会の諮問とかに対して答申とか意見を述べることができるということになっております。

委員につきましては、こちらに旧の第3条には書かれてはあるんですが、それをそれぞれ細かく分けたものになっております。

以上です。

○**小林秀徳委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○**小林秀徳委員長** 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**小林秀徳委員長** 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第22号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**小林秀徳委員長** 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

~~~~~

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了しました。

なお、委員会の審査報告書及び委員長報告の作成につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**小林秀徳委員長** 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

これをもって、厚生文教委員会を閉会します。

閉 会 午後2時46分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するために署名する。

厚生文教委員会委員長 **小林秀徳**